

熊本県監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和7年（2025年）6月9日及び7月7日に熊本県病院局の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年（2025年）8月1日

熊本県監査委員	小	原	雅	之
同	竹	中		潮
同	松	村	秀	逸
同	吉	田	孝	平

1 監査対象期間

令和6年度（2024年度）

2 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められたが、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項は次のとおりである。

（1）未収金の回収等について

未収金の回収等について、次の課題がある。

ア 外来医療費の患者自己負担額について、前年度末と比べて未収金額が増加している。

また、納入通知書のほか、督促状や催告状を送る等の徴収努力が行われていない。

イ 入院医療費の患者自己負担額について、前年度末と比べて未収金額が増加している。

ウ 医療費（患者自己負担額）の収入調定を行い、未収となった場合は、直ちに納入通知書を作成する必要があるが、入院分については直ちに作成されておらず、外来分については作成されていない。

エ 医事業務委託について、仕様書に定めていない未収金の納入通知書作成業務を受託者に行わせている。

医療費に係る未収金発生の防止策を検討し、未収金の回収に努めること。併せて、会計規程に基づき、適正な事務処理を行うとともに、業務委託内容を再検討すること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 条例、法令、規則、通知、通達違反で事務執行不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行、財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意・重大な過失に起因する不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性、効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に是正・改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの